

ISHIDA まちづくり ニュース

第59号(平成21年5月) (株)石田技術コンサルタンツ

地域コミュニティとまちづくり

100年に一度と比喻される世界規模での不況の真っ只中にありますが、我が国のまちづくりは、高齢社会に対応した安全・安心できるまちを着実に実現し、都市再生を目指していくことが求められています。

そういった中で、地域主体のまちづくりの原動力・基盤である地域コミュニティの健全化と活用が強く求められています。

まちづくりニュースでは、これまでも「ソーシャルキャピタル」や「地域力」など、地域コミュニティに関する内容をご案内してきましたが、厳しさが増す社会経済情勢の中でのまちづくりを考える材料として、「地域コミュニティ」を取り上げます。

なお、今回の内容は、総務省が進めている『新しいコミュニティのあり方に関する研究会』のベースになっている「コミュニティ研究会中間とりまとめ」(平成19年6月4日)をご紹介します、地域コミュニティとまちづくりの関係を考察します。

コミュニティ研究会中間とりまとめの概要

■地域コミュニティ再生の必要性(なぜいま地域コミュニティ再生なのか?)

- ・ 少子・高齢化、農山漁村地域の過疎化、家族の形態の多様化・個人化が急速に進行している。こうした中、地域の共生の力の脆弱化も振興しており、地域コミュニティによるセーフティ・ネットの強化の必要性、地域福祉の基盤としての地域コミュニティの役割が増している。
- ・ 一方、制度面においては市町村合併が進み基礎的自治体の規模が大きくなり、道州制議論も始まっている。こうした中で、地方公共団体の存立基盤である従来の共同体意識が拡散し、地域力が希薄になれば、地方公共団体又は地域コミュニティ組織等によって供給される住民サービスの質・水準の低下を招きかねない懸念がある。また、地方分権が進む今日、地域の自律が一層求められている。
- ・ 行政は、こうした観点から、地域自治組織や地域コミュニティのためのプラットフォームを活用することにより、団体自治ばかりではなく、住民自治を一層重視し、地域住民の声により耳を傾けなくてはならなくなっている。
- ・ 今日的な観点に立った地域コミュニティ再生に当たっての視点のポイントは、少子・高齢化、団塊世代の退職といった時代の大きな流れを踏まえ、取組みを行うことにある。例えば、大量に引退する団塊世代の地域コミュニティ活動への参加を促し、力を発揮できる機会をつくるといったように、こうした大きな流れを前向きにチャンスとして「活かし」、地域力を再生していくことが必要である。

■具体策の検討

1. プラットフォームの構築
 - ・ 行政による地域自治区・協議会の設置(活動組織の調整・コーディネート・連携の場づくり)
2. ICTの活用
 - ・ ICT利活用モデルの構築・拡充
 - ・ 地域間、地域コミュニティ間交流の向上を図るICTシステムの開発・普及
 - ・ 地域SNSの存在のIT講習や行政広報誌での紹介
 - ・ ICTの操作などを若者が高齢者に教授する機会の提供
 - ・ 地域SNSなどを通じた意思決定の実施
3. 行政の関与のあり方
 - ・ 自治基本条例やコミュニティ基本条例の制定
 - ・ 行政における、町内会等地縁団体担当部署とNPO等による市民活動担当部署の窓口の統合
 - ・ 地域担当制の導入
 - ・ 地域コミュニティ計画の地方公共団体の総合計画の中での位置づけ
 - ・ 公民館、空き教室等を地域コミュニティ活動に一層活用する観点からの所要の整備
 - ・ 超過課税等の活用
 - ・ 税金や寄付金を原資とした基金の設立
 - ・ 一括補助金(ブロック・グラント)の活用
 - ・ 地域コミュニティに関する政策、予算等のデータの整備
 - ・ 行政による成功事例共有のための情報提供
 - ・ 行政などによるリーダー等の育成
 - ・ 地域コミュニティを支えるICT等の活用についての研修に対する行政による助成
 - ・ 地方公務員に係る共済積立金のコミュニティファンドへの還元
4. 専門家の活用・育成等
 - ・ 地域コミュニティのコーディネータの育成
 - ・ 専門職の認定制度の構築
 - ・ (ICT等のノウハウを有する)団塊世代技術者の地域講習会における活用

上記を活用して、地域コミュニティによる「教育活動・子育て」や「まちづくり」、「防犯・防災活動」等を展開していくことが求められています。

また、地域コミュニティの効果的活用のためには、行政と地域住民等との協働が不可欠であり、行政職員による媒介能力(ファシリテーション能力)の確保と受け皿としての高い自治力の相乗効果が必要です。特に、「地域のやる気と本気」がキーワードといえます。

それらの参考になる事例を以下に紹介します。(詳細は、各市のホームページを参照下さい。)

【犬山市における都市再生整備計画策定の取組み…まちづくり委員会の設立と活用】

- ・ 地元主体で「まちづくり委員会」を設立し、同委員会主体により、まちづくり計画を作成して市長に提出する方法で、各地域毎のまちづくり計画と事業実施を展開している。事業内容の地元説明会から合意形成のための取組みまで地元主体で実施している。市職員が事務局として委員会運営をサポートしている。(楽田地区・羽黒地区でまちづくり交付金を活用)

【可児市市民参画と協働のまちづくり条例】

- ・ 地区別のまちづくり協議会が主体となり、まちづくり計画やまちづくりルールを作成し、まちづくり審議会を経て、市がまちづくり計画内容を支援する条例を制定・運用している。
- (広見東まちづくり協議会、若葉台まちづくり協議会、桜ヶ丘まちづくり協議会が活動中)

お問い合わせ・ご意見は、

㈱石田技術コンサルタンツ まちづくり担当
TEL ; 0568-73-1085
FAX ; 0568-73-1099
e-mail ; hasegawa_n@itcnet.co.jp

までお願いします。

当社は、
「頼れる！まちづくりのパートナー」としての
「コミュニティ・コンサルタント」
を目指しています。

